

千葉県警察用船舶乗組専務員の服制および被服支給に関する訓令

昭和44年4月1日  
本部訓令第3号

〔沿革〕 昭和62年1月本部訓令第3号 平成2年6月本部訓令第9号  
平成7年1月本部訓令第4号 平成12年4月本部訓令第13号  
平成12年7月本部訓令第20号 令和2年3月本部訓令第5号

千葉県警察用船舶乗組専務員の服制および被服支給に関する訓令を次のように定める。

千葉県警察用船舶乗組専務員の服制および被服支給に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、千葉県警察の警察用船舶乗組専務員（以下「乗組員」という。）の服制および被服支給について必要な事項を定めることを目的とする。

(服制)

第2条 乗組員の服制は別表のとおりとする。

(常装)

第3条 乗組員は、勤務中は制服、制帽、ワイシャツ、ネクタイ及び靴を着用し、海事職章及び警察用船舶乗組員章（以下「乗組員章」という。）を着装しなければならない。ただし、船舶整備又は海上作業を行う場合その他所属長が必要と認める場合は、作業服及び作業帽を着用することができるものとする。

(支給品の品目等)

第4条 乗組員に支給する被服等の品目、員数及び使用期間は、次のとおりとする。

品目	員数	使用期間
冬服	1着	12月
合服	1着	12月
夏服	1着	4月
冬帽子	1個	16月
合・夏帽子	1個	16月
防寒服	1着	30月
雨衣	1着	36月
ワイシャツ	1着	8月
ネクタイ	1本	8月
ベルト	1本	48月
長靴	1足	12月
短靴	1足	12月
手袋	2組	12月

2 被服等の支給について特別の事由がある場合は、その支給品目若しくは員数を増減し、又は使用期間を伸縮することができる。

3 乗組員として初めて任命されたときは前項の規定にかかわらず、夏服及びワイシャツについては、2着支給するものとする。

4 乗組員に海事職章2組及び乗組員章3個を貸与する。

(着用期間)

第5条 支給被服等の着用期間は、別に指示する場合のほか次のとおりとする。

品目	着用期間
冬服	12月1日から翌年3月31日まで
合服	4月1日から5月31日まで及び10月1日から11月30日まで
夏服	6月1日から9月30日まで
冬帽子	12月1日から翌年3月31日まで

合・夏帽子	4月1日から11月30日まで
防寒服	必要に応じ着用
雨衣	同上
ワイシャツ	10月1日から翌年5月31日まで
ネクタイ	同上
ベルト	常時着用
長靴	必要に応じ着用
短靴	常時着用
手袋	必要に応じ着用

(支給品の取扱い)

第6条 乗組員は、支給された被服等の取扱いを適正にし、これをみだりに改造しまた滅失、もしくははき損してはならない。

(支給品の返納)

第7条 被服等の支給を受けた乗組員が退職、休職、配置換え等その職務を離れたときはすみやかに支給品を返納しなければならない。ただし使用期間の経過したものはこの限りでない。

以下別表等省略